

売薬の意匠あれこれ 〈その32〉 小型看板 — その2

一般社団法人 北多摩薬剤師会会長 平井 有 (ひらい・たもつ)

前号〈その31〉では昔、薬局の店内などにつるされた縦40～50センチ×横10数センチの薬の名前の書かれた商品宣伝用の小型看板を紹介しました。

一方、現在では「処方せん」とか「処方せん調剤」などと書か

れた店頭暖簾(のれん)やのぼり、置き看板をよく見かけますが、医薬分業が社会に浸透する以前の時代には、その店舗が薬局であることをアピールする視覚に訴えるユニークな看板がありました。

①「薬研の付いた“薬房”」の看板

その昔、現在の「登録販売者」資格の新設に伴って廃止された旧薬事法上の資格に、調剤は行わず一般用医薬品や雑貨の小売を行う「薬種商(販売業)」という資格がありましたが、それらの店舗は「〇〇薬店」と名乗っていました。

この「薬店」という名称以外にもいわゆる「くすりや(薬屋)」を表す名称には、薬局(調剤を行うことが「薬局」を名乗る必須条件)、調剤薬局(正式な名称ではない)、ドラッグストア、〇〇ファーマシーや薬舗、薬房などさまざまな名前があり、それぞれニュアンスが少しずつ異なります。

そのうち江戸時代には、一般的に「薬舗」や個々の薬舗に原料の生薬や漢方薬を卸す「薬種問屋」という名称がよく使われていました。

一方中国大陸では「薬を保管したり調合したりする場所」である薬屋という「薬店」や「薬房」が一般的に使われ「薬房」と書かれます(特に病院内のそれは、多くが「薬房」)。そこでそのようなこともあり日本では主に(中国大陸から渡来した医薬である)漢方薬を商う薬店は、雰囲気的に「〇〇薬房」を名乗るケースが多く、この看板も漢方薬店のディスプレイ看板の一つと思えます。

また漢方製剤を調製する道具の代表的なものに、映画「赤ひげ」などにも登場する「薬研(やげん)」があり、この看板にはその薬研のミニチュアを取り付けて宣伝効果を高めています。

②「日本薬剤師聯合会 加盟之章」の看板

わが国では、江戸時代の慣習から医者が診断行為とともに医薬品を投与する行為が明治以降近年に至るまで行われてきました。

その一方、明治政府は明治6年(1873)には太政官布告にて「病者のために用ゆべき薬品を売買するは、政府の許可を得たる薬舗に限る。従来医家より薬品を売るを禁止し、医家の書記せる方書を薬舗に送るべし」と定め、翌年に布告の医制にて「医師たる者は自ら薬をひさぐことを禁ず。医師は処方書を病家に附与し、相当の診察料を受くべし」と決めました。

医制制定3年後の明治10年(1877)には「売薬規則」が制定され、さらに明治19年(1886)には「初版日本薬局方」が交付されました。そして明治22年(1889)になって制定された「薬律」と称される「薬品営業並薬品取扱規則」に初めて「薬剤師トハ薬局ヲ開設シ醫師ノ処方箋ニ據リ藥劑ヲ調合スル者ヲ云フ(以下略)」と定められ、ここに「薬局、薬剤師」という名称、職業が社会に登場しました。

そしてその翌年、明治23年(189)には、のちの3年後には組織の強化を目的に現在に至るまで続く「日本薬剤師会」へと発展的に解消した、初めての薬剤師の全国組織である「日本薬剤師聯合会」が結成されました。この看板はこの3年間だけ存在した日本薬剤師聯合会の看板です。

③「日本薬剤師愛知支部会員」の看板

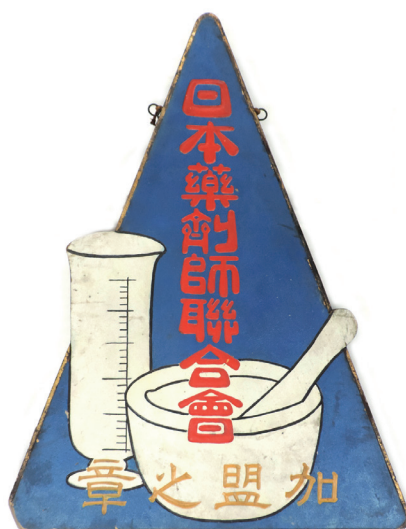
上記のように明治の初めには、法的にはわが国においても医薬分業が定められましたが、例えば薬剤師数が令和4年(2022)の32万人に対して、例えば昭和45年(1970)では4万2000人程度で、圧倒的に少なかったこと、全国的に薬局の分布状態やその設備が整っていなかったこと、前記のように医師と薬の関係が密接であったことなどの理由から1990年代以降までは医薬分業は遅々として進展しませんでした。

しかしながら②の看板デザインは乳鉢とメスシリンダーをデザインしているように、当時の薬剤師は全国組織発足の当初より、法に定めるその職責に忠実に医薬分業、処方箋調剤を目指していたことが分かります。

③のように店舗から突き出して掲げられる戦前の看板にも、調剤所であることを強調した天秤がデザインされ、薬剤師が処方箋調剤、医薬分業を願望していたことが分かります。



①



②



③